

規 則

指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第七号

指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則（平成二十年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。